

日弁連総第6号

1996年5月1日

衆議院議長	土井たか子
参議院議長	齋藤十朗
内閣総理大臣	橋本龍太郎
法務大臣	長尾立子
外務大臣	池田行彦
自治大臣	倉田寛之



日本弁護士連合会

会長 鬼追明夫



要 望 書

当連合会は、海外に在住する日本国民に選挙権の行使を認めていない現行の公職選挙法の規定等について調査・研究をした結果、下記のとおり公職選挙法等に所要の法改正を行うことが相当であるとの結論に達しましたので、要望いたします。

記

1. 憲法の下では、主権は国民に存し、国民は正当に選挙された代表者を通じて行動するとされている。このため、両議院は全国民を代表する選挙された議員で組織し、議員の資格及びその選挙人の資格は、法律でこれを定めるとされている。このように、国会議員を選挙する権利は、国民主権を支える最も重要な柱であり、国民の選挙権は等しく保障されなければならない。
2. ところで、現行の公職選挙法（昭和25年法律第100号）では、選挙人名簿に登録されなければ投票できないとされているところ、選挙人名簿の登録が住民基本台帳と連動しているため、海外に居住し、住民基本台帳に登録されていない日本国民は、たとえ選挙日に日本に帰国したとしても、選挙権を行使することができない。すなわち、海外に居住している日本国民に対しては、最も重要な権利である選挙権が保障されていないことになる。

特に、近年の国際化に伴い、海外で居住する日本国民の数は1950（昭和25）年当時から飛躍的に増加しており、現在では公職選挙法の上記の規定により選挙権を行使することができない日本国民の数は50万人を超えられている。

3. このような状態は、憲法が明示的に保障した国民の選挙権を故なく奪うものであり、40年以上にわたって、これを放置してきた立法府の責任は重いと言わなければならない。

特に、1984（昭和59）年には、国外に居住する日本国民について選挙権行使の機会を保障するため、在外選挙人名簿の登録制度を創設するとの公職選挙法改正案が国会に上程されながら、1986（昭和61）年に衆議院が解散されたことに伴い、同法案が廃案となった後は、何らの立法措置も講じられていない。剥奪された権利の重要性と権利を行使しえない国民の数に思いをいたせば、国会が公職選挙法に所要の改正を行い、海外居住の日本国民に選挙権行使の機会を与えることは緊急の課題となっていると言うべきである。

この改正においては、選挙権が国民主権の柱であることを考えれば、対象となる選挙は国政選挙の全般に及ぶべきであり、議院の一部あるいは特定の形態の選挙についてのみ保障するとの方策を採るべきではない。

また、選挙権の基本的性格を考えれば、選挙権行使の機会は日本国民の全てに平等に保障されなければならない、海外における居住期間や永住権の有無によって差別を設けることはできないと言うべきである。

なお、これに合わせて最高裁判官の国民審査の機会も海外居住の日本国民に保障すべきである。

4. したがって、当連合会は、国会に対し、上記の基本的方針に則して、海外在住の日本国民に国政選挙での選挙権の行使を保障すべく、公職選挙法に所要の改正を行うよう求めるとともに、関係機関に対し、国会の上記の改正に積極的に協力するよう求める。

合わせて、最高裁判所裁判官の国民審査も、海外在住の日本国民が行使できるようにすべく、最高裁判所裁判官国民審査法も所要の改正をするよう求める。